

| 担当課 | 下水道課 | 担当者名 | |
|-----|-------|---|-------------------|
| 日付 | 年 月 日 | | |
| 内容 | (件名) | 回答 | |
| | 50 | 雨水排水の公共施設への放流について、公共施設管理者（私道の場合は所有者）と協議すること。 | |
| | 52 | 開発地周辺の汚水・雨水排水に支障ないよう配慮した計画とすること | |
| | 53 | 既設公共下水道施設について、現地調査を十分行なうこと。 | |
| | 54 | 排水施設について、該当箇所がわかるように図面等着色すること。 | |
| | 55 | 当該開発地の雨水放流先の構造物の構造を図面に明記すること。また、放流先の構造物の内空断面幅又は直径が350mm以上の側溝・暗渠等公共施設へ排水する場合は、雨水の流量計算書を添付し、雨水施設の断面が流下能力を満足するか検討すること。 | |
| | 56 | 雨水の貯留施設又は浸透施設を検討すること。 | |
| | 57 | 共同私設下水道に接続等行う場合 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・共同私設下水道管について、接続する場合は所有者等に同意を得ること。 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・使用しない共同私設下水道管については、分岐部から撤去・閉塞し、図示すること。（接続部は雨水が浸入しないよう適切に処理すること。） </div> | ・該当する ・該当しない |
| | 58 | 開発行為に関連して、道路の舗装復旧を行う範囲に人孔（公共下水道（汚水・雨水））がある場合、人孔蓋の取替を依頼することがあるため、事前に下水道課と協議すること。 | |
| | 59 | 公共下水道に関する工事（帰属（寄付）対象の下水道施設の工事）を実施する場合は、下水道法第16条申請を行うこと。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・排水施設の構造は、川西市下水道設計構造標準図に従うこと </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・公共柵及び取付管の構造図・詳細図を添付すること。 </div> | ・該当する ・該当しない |

| (件名) | | 回答 |
|------|---|---|
| 59 | <ul style="list-style-type: none"> ・既設公共汚水枳及び取付管を使用しない場合は、本管附近で撤去・閉塞し、図示すること。(切断部は雨水が浸入しないよう適切に処理すること。) ・施工は、使用する製品に添付されている施工説明書に基づいて施工すること。 ・公共汚水枳は、官民境界から1m以内に設置すること。 ・公共汚水枳の蓋は、原則防護蓋を使用すること。 ・汚水取付管の本管接続位置は、既設管渠も含めて1m以上離隔を離して接続すること。 | |
| 60 | <p>マンホール設置がある場合、下記の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンホール蓋の設置の際は、「川西市型マンホール蓋の取付施工の手引き」によって施工すること。 ・新設管渠を既設人孔へ接続する場合は、マンホール用可とう継ぎ手を使用すること。 ・新設する管渠と人孔の接続は、マンホール用可とう継ぎ手を使用し接続すること。 ・人孔設置の際は、調整リングを1個以上使用するとともにマンホール蓋のヒンジ及び人孔ステップを下流側に向けて設置すること。 ・新設管渠を既設管渠へ接続する場合は、人孔を設置して接続すること。また、接続する新設管渠について、マンホール用可とう継ぎ手を使用すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・該当する ・該当しない |
| 61 | <p>公共下水道施設に接続等行う場合は、下水道法第24条申請を行うこと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・該当する ・該当しない |
| 62 | <p>排水設備工事着手前に排水設備工事計画確認書を指定工事店を通じて下水道課に提出すること。また、供用開始区域外の場合は、公共下水道特別使用許可後の申請受付になることを了解すること。</p> | |

内容

| (件名) | | 回答 |
|---------|---|--|
| 63 | <p>下水道供用開始区域内外の確認を下水道課で行うこと。</p> <p>下水道供用開始区域外である場合、経営企画課に公共下水道特別使用許可申請書を提出すること。</p> | <p>・供用開始区域内 ・供用開始区域外</p> <p>確認日： / ()</p> <p>下水道課担当者：</p> |
| 64 | <p>受益者負担金の必要の有無について、経営企画課に確認すること。</p> <p>受益者負担金未納の場合、排水設備工事の着手前に経営企画課に公共下水道特別使用許可申請書を提出し、受益者負担金を納付すること。</p> | <p>・受益者負担金必要 ・受益者負担金納付済</p> <p>確認日： / ()</p> <p>経営企画課担当者：</p> |
| 65 | <p>下水道課に関わる内容 (50、52～64) について、対応の有無や担当課との調整結果を報告書 (様式第11号) に明記すること。</p> | <p>意見に対する対応等については、上記のとおり。</p> |
| その他協議事項 | | |

内容

* (件名) 番号は「開発行為等における計画上の注意事項」 (500m2未満用) のもの。